

令和7年度

定期監査結果等報告書

令和8年3月6日

静岡市監査委員
同
同
同

深 澤 俊 昭
白 鳥 三和子
堀 努
石 井 孝 治

目 次

第 1	監査の基準	1
第 2	監査の種類	1
第 3	監査の対象	1
第 4	監査の着眼点	2
第 5	監査の主な実施内容	2
第 6	監査の実施場所及び日程	2
第 7	監査の結果等	3
I	監査の結果等	6
1	指摘事項・業務意見等	6
(1)	総務局	6
(2)	総合政策局	10
(3)	財政局	11
(4)	市民局	14
(5)	観光交流文化局	16
(6)	環境局	18
(7)	保健福祉長寿局	20
(8)	こども未来局	25
(9)	経済局	28
(10)	都市局	30
(11)	建設局	32
(12)	消防局	35
(13)	上下水道局	36
(14)	教育委員会事務局教育局	37
(15)	選挙管理委員会事務局	42
(16)	監査委員事務局	43
(17)	農業委員会事務局	44
	【定期監査指摘事項等件数一覧】	45
2	フォローアップ監査	46
II	提 言	47

第1 監査の基準

この監査は、静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号。以下「監査基準」という。）に基づいて実施した。

第2 監査の種類

1 監査の名称

令和7年度定期監査

2 根拠法令

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項

第3 監査の対象

令和7年4月1日から令和7年9月30日までの下表に掲げる59所属（同表の記載は、監査実施時点の名称による。）で執行された事務事業等について監査を実施した。

なお、必要に応じて期間外の事務事業等も対象とした。

局等の名称	部名等	所属名
総務局	市長公室	秘書課、東京事務所
		総務課、政策法務課、人事課、職員厚生課
総合政策局		社会共有資産利活用推進課
財政局	財政部	財政課、契約課
市民局		生涯学習推進課
観光交流文化局		観光政策課、歴史文化課
環境局		環境共生課、森林経営管理課、環境保全課、ごみ減量推進課
保健福祉長寿局	健康福祉部	高齢者福祉課、保険年金管理課、福祉債権収納対策課、地域リハビリテーション推進センター
	地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課、安心感がある温かい社会推進課
	保健衛生医療部	こころの健康センター
	保健所	保健所総務課、感染症対策課、生活衛生課、食品衛生課、精神保健福祉課、保健所清水支所
こども未来局		こども未来課、こども園運営課、児童相談所
経済局	産業基盤強化本部	
	商工部	産業振興課、商業労政課
	海洋政策部	清水みなと振興課
	農政部	農地利用課
都市局	都市計画部	景観まちづくり課、開発審査課、清水まちづくり推進課
	建築部	公共建築課、設備課
建設局	土木部	技術政策課、土木管理課
	道路部	道路計画課

消防局		消防管理室
	警防部	安全対策課、指令課
上下水道局	経営管理部	上下水道経営企画課、上下水道経理課
	水道部	水道計画課
	下水道部	下水道施設課、下水道事務所
教育委員会事務局教育局		教育資産管理課、児童生徒支援課、学校給食課
選挙管理委員会事務局		
監査委員事務局		
農業委員会事務局		

※定期監査は、全180所属（監査実施時点）のおおむね3分の1程度を対象に、およそ3年で全所属が一巡するよう3年サイクルで実施している。

第4 監査の着眼点

- 1 予算の執行は計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 事務処理で法令等に違反するものはないか。
- 3 事務事業の執行に当たっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。
- 4 その他事務の執行が適正かつ的確に行われているか。

第5 監査の主な実施内容

- 1 財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理その他静岡市の事務の執行が適正に行われているかについて、合規性（法令、条例、規則等に違反していないか）、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から、関係書類の調査、関係職員からの説明聴取等の方法により監査を実施した。
- 2 監査結果のフォローアップとして、過年度の定期監査における指摘事項の措置状況について、監査を実施した。

第6 監査の実施場所及び日程

監査の区分	実施場所	日程
本監査 (現地調査)	児童相談所	令和7年12月4日
本監査 (説明聴取及び質疑)	葵消防署5階 監査委員室	令和8年1月15日、 16日の2日間
予備監査	監査委員事務局執務室など	令和7年9月12日 から令和8年3月 6日まで

第7 監査の結果等

I 監査の結果（地方自治法第199条第9項）

- 1 監査基準第19条第2項又は第3項の規定に基づく記載
第1から第6までのとおり監査した限り、対象となった事務が重要な点において、法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていることが認められた。
- 2 監査基準第19条第4項の規定に基づく記載
監査した結果、8件の指摘事項があった。
- 3 30件の業務意見があった。

II 提言（地方自治法第199条第10項）

監査委員が必要と認めるときに、静岡市の組織及び運営の合理化に資するため監査結果報告に添える監査結果を踏まえた意見で、本年度は事務事業の根拠となる法令等の確認及び決裁における実質の確認の徹底、契約書の規定の不備に係る再発防止、趣旨・目的を踏まえたマニュアルの分かりやすい整備・周知、法令又は条例に基づく事務の手続等の規則化、政策法務人材の育成及び全庁的支援体制の充実について提言を行う。

III その他必要と認める事項（監査基準第19条第1項第8号）

66件の指導事項があった。

監査の結果の詳細及び提言の内容は、後述のとおりである。

なお、指摘事項及び指導事項の局ごとの内訳及び過年度との比較は45ページに掲載のとおりであり、また、指摘事項、指導事項及び業務意見の語義は次のとおりである。

用語説明

1 指摘事項

合規性、正確性、経済性、効率性又は有効性の観点から是正又は改善が必要である事項として監査委員が指摘するもので、地方自治法及び監査基準の規定に基づき監査結果報告書に記載し、公表するものである。

なお、経済性、効率性及び有効性の意味は次のとおりであり、これらを「3E」と総称する。

- ・経済性（Economy）・・・より少ない費用で実施できないか。
- ・効率性（Efficiency）・・・同じ費用で、より大きな効果は得られないか。
- ・有効性（Effectiveness）・・・目的を達成し、効果を上げているか。

2 指導事項

上記「指摘事項」以外で、軽微な誤りと認められる事項等である。

3 業務意見

監査の結果に必然的に伴う、各業務に対する監査委員の意見である。

【参考】

地方自治法（昭和22年法律第67号）（抄）

（職務）

第199条 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

2 監査委員は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、普通地方公共団体の事務（自治事務にあつては労働委員会及び収用委員会の権限に属する事務で政令で定めるものを除き、法定受託事務にあつては国の安全を害するおそれがあることその他の事由により監査委員の監査の対象とすることが適当でないものとして政令で定めるものを除く。）の執行について監査をすることができる。この場合において、当該監査の実施に関し必要な事項は、政令で定める。

3 略

4 監査委員は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

第5項から第8項まで 略

9 監査委員は、第98条第2項の請求若しくは第6項の要求に係る事項についての監査又は第1項、第2項若しくは第7項の規定による監査について、監査の結果に関する報告を決定し、これを普通地方公共団体の議会及び長並びに関係のある教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会若しくは公平委員会、公安委員会、労働委員会、農業委員会その他法律に基づく委員会又は委員に提出するとともに、これを公表しなければならない。

10 監査委員は、監査の結果に基づいて必要があると認めるときは、当該普通地方公共団体の組織及び運営の合理化に資するため、第75条第3項又は前項の規定による監査の結果に関する報告に添えてその意見を提出することができる。この場合において、監査委員は、当該意見の内容を公表しなければならない。

第11項以降 略

静岡市監査基準（令和2年静岡市監査委員告示第1号）（抄）

（監査報告等の内容）

第19条 監査報告等には、原則として次に掲げる事項を記載するものとする。

第1号から第6号まで 略

（7）監査等の結果

（8）前各号に掲げるもののほか、必要と認める事項

2 前項第7号の監査等の結果には、次の各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められる場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

（1）財務監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、

監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

- (2) 行政監査 前項第1号から第6号までの記載事項のとおり監査した限りにおいて、監査の対象となった事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げるようにし、その組織及び運営の合理化に努めていること。

第3号から第8号まで 略

- 3 第1項第7号の監査等の結果には、前項各号に掲げる監査等の種類に応じて、重要な点において当該各号に定める事項が認められない場合にはその旨その他監査委員が必要と認める事項を記載するものとする。

- 4 監査委員は、是正又は改善が必要である事項が認められる場合は、その内容を監査等の結果に記載するとともに、必要に応じて監査等の実施過程で明らかとなった当該事項の原因等を記載するよう努めるものとする。

第5項以降 略

注)本文中で引用している法令、例規等の名称や条文は、改正の時期によって、その改正内容が反映されていない場合があります。

I 監査の結果等

1 指摘事項・業務意見等

(1) 総務局

ア 監査対象所属

市長公室	秘書課、東京事務所
総務課、政策法務課、人事課、職員厚生課	

イ 監査の結果

監査した結果、1件の指摘事項があった。また、3件の業務意見があった。

【指摘事項】

契約保証金額の誤りについて（政策法務課）

【正確性の観点】

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第35条第1項の規定によれば、契約保証金の率は契約金額の100分の10以上とされており、ただし書で同項各号に該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除することができることとされている。

また、同規則第47条第3項によれば、契約保証金の納付を免除された者は、契約を解除された場合においては、その免除された契約保証金額に相当する額を損害金として納付しなければならないとされており、その金額が損害金額に満たないときは、その不足額を併せて納付しなければならないとされている。

しかし、令和5年3月17日決裁に基づく静岡市例規管理システムの開発・保守管理業務において、契約金額17,545,000円の100分の10は1,754,500円であるところ、契約書にはこれ未満の金額である478,500円の契約保証金額とこれを免除する旨の記載がされており、所管課に確認したところ、記載誤りとのことであった。万が一契約解除となり、解除に伴う実損を証明できない場合に無条件で損害金として負担させる額について、規則で定める契約保証金額より低額の損害金しか請求できない状態となっていた。

【業務意見】

①静岡市の「いいねえ。」届け隊の運営について（東京事務所）【有効性の観点】

静岡市と離れたところから静岡市を盛り上げようと思っている人々の集まりである静岡市の「いいねえ。」届け隊の活動については、新型コロナウイルス感染症の影響で交流機会がなくなり、関係性が薄れてしまった会員とのネットワークの

再構築に現在取り組んでいるとのことである。この「いいねえ。」届け隊の登録者数や目標数、活動の成果について確認したところ、登録者数については、令和7年12月末時点で671人であり、例年、50人から60人程度の増員を目標としているとのことであった。また、活動の成果としては、各種イベント等を通じて、静岡市に興味を持ってもらったり、企業版ふるさと納税を行ったという声を頂いたりなど、一定の成果が出ていると考えているとのことであった。

現在、地域の課題である放任竹林をテーマとしたワークショップや地元球団の応援ツアー、特産品を活用した交流などのイベントを通じて静岡市を知ってもらい、その実施後に意見等を伺う機会を設けるなどのフォローを行いながら、次の企画案に反映する取組を行っているとのことである。このような交流の機会や情報の発信は、首都圏における静岡市の関係人口の増加に寄与するものであるとともに、それを通じて、首都圏の方々がいわゆる「二地域居住」を含めた静岡市への移住・定住へと踏み出すきっかけにもなり得ることから、今後も魅力的なプログラムなどを通じて関心を高めてもらえるよう、継続的な取組の推進を期待する。

②公文書管理について（総務課）

【有効性の観点】

公文書の管理については、行政機関が抱える共通の課題があり、前回の定期監査においても紙で保管する文書が多いことを課題として掲げ、これまで電子決裁の徹底とともに、電子申請の普及と紙文書の電子化を進めてきたとのことである。その結果、令和6年度の電子決裁率は93%に至り、電子申請についても課題であった公印に代わる電子署名の施行に向けた協議を進めるとともに、紙文書の電子化についても業務効率化が図られる文書を対象とした取扱方針を全庁に示したとのことであり、また、本監査で人事課に確認した内容によれば、障がい者雇用の推進の中で、新規業務の開拓のために、全庁的な試行としてワークステーションで公文書のスキャン、文書の電子化作業を請け負っているとのこと、全庁的に抱える課題に対し、連携して着実に改善に向けて前進していることは評価できる。

また、今回の定期監査においては、公文書の管理の更なる取組として、公文書等の管理に関する法律（平成21年法律第66号）の趣旨にのっとり、より一層適正に公文書を管理するとともに、適切な保存と利用等を図るため、静岡市公文書等の管理に関する条例の制定に向けた準備を進めているとのことであった。

今後、文書の電子化を更に進めたとしても、紙による文書保管も一定程度併存することが予想され、これまで公文書について課題とされてきた改ざん、隠蔽、廃棄、放置、未整理などの不適切な管理のリスクは依然として解消されないため、市民共有の財産である公文書の保存や利用等の管理に関する静岡市のルールを明確にすることは、大きな意義があると考えられる。

条例の制定後は、公文書管理の適正な運用を担う職員に対する公文書管理の必要性や重要性の理解の醸成を図るとともに、組織として適正な運用を担保するためのシステムや体制の構築を望むものである。

③外郭団体の在り方について（総務課）

【有効性の観点】

静岡市には基本財産等の25%以上を市が出資する外郭団体が13団体あり、「静岡市外郭団体の財務事務の執行及び経営管理並びに静岡市の外郭団体の活用及び連携」を監査テーマとして地方独立行政法人静岡市立静岡病院を除く12団体を対象として実施された令和6年度の包括外部監査においては、各団体の現状や役割について指摘や意見があったところである。

監査調書には、静岡市では、近年の社会情勢の変化や包括外部監査の指摘等を踏まえ、外郭団体の役割と経営状況を検証し、時代の要請に適応し、安定した経営ができる団体とすることを目的に、令和7年5月に「外郭団体のあり方に関するプロジェクトチーム」を設置し、必要な見直しや経営改善に資する取組を進めているとの記載があったことから、役割の見直しが必要と判断された団体には、具体的にどのような課題があったのか確認したところ、民間でも実施可能な役割や業務を担っていたとのことであった。

静岡市の外郭団体は、行政機能を補完・代替する団体として設立され、専門性や継続性が求められる分野において市民生活の向上に寄与してきたものであるが、社会情勢が変化する中で、その役割が設立当初の役割からは変わってきている団体もあると考えられる。市政運営の基礎情報として公表されている資料によれば、「外郭団体のあり方に関するプロジェクトチーム」に期待する効果と今後の方向性として、時代や社会情勢の変化に柔軟に対応できる外郭団体として再構築し、公益性と経営力を高め、多様化する市民ニーズに即したサービス等を効率的・効果的に提供できる組織に変革する、行政が実施するよりも効率的、効果的と考えられる領域には、新たな外郭団体の設立も検討していく、とされており、静岡市が目指す方向性は理解できるところである。

一方で、役割の整理、再構築に当たっては、民間でも実施可能であるか否かという観点のみで一律に判断してしまうと、市民が安定的な提供を求めるサービスに不安をもたらす可能性もあり得るところであり、市政運営の基礎情報資料にも記載があったとおり、これまで団体が培ってきた専門性やノウハウにも十分に配慮しながら、民間活力の活用及び市民や利用者にとっての利便性や満足度の向上の視点も踏まえて、団体ごとの役割や特性を丁寧に検討していくことが望まれる。

また、赤字が継続する団体については、公的役割を踏まえつつも、目標設定や進捗管理を伴う実効性ある経営改善が図られることを期待する。

- ウ その他必要と認める事項
4件の指導事項があった。

(2) 総合政策局

ア 監査対象所属

社会共有資産利活用推進課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の業務意見があった。

【業務意見】

社会共有資産利活用基本方針の運用について（社会共有資産利活用推進課）

【有効性の観点】

静岡市では、従来の市有資産に係る静岡市アセットマネジメント基本方針を令和6年度に「静岡市社会共有資産利活用基本方針」に改定し、人口減少が進む中で、民間資産も含めた全体最適の観点から、これまで蓄積されてきた公共施設の供給量を適正化していく考え方に転換し、これに基づき各施設の配置適正化方針の新規策定・見直しを行っている。

また、同方針の下、これと並行して「生涯学習・健康増進に関するサービス内容や提供場所の最適化」の検討が進められている。これまで施設の利用用途別分類の目的や考え方に従い所管課が中心となって施設の配置適正化が進められてきたが、人口減少とともに各施設の利用率が低下し、また、特定の利用者層にとっては、施設の配置に偏在が生じている中、類似の施設やサービスが各地域でモレなくダブリなく、適正・公平に利用・提供できるように施設の利用用途別分類の枠を超えて静岡市全体で見直す取組は、部分最適に陥ることを防ぎ、市民に対して公平なサービス提供と持続可能な施設運営の維持に資する取組として評価できる。

一方、これから進められる全体最適の観点からの公共施設の見直し・最適化は、施設の統廃合などにより、地域によってはこれまでのサービスや利便性が低下するケースもあり、市民生活に影響を及ぼすことが予想されることから、市民及び地域の理解が得られるよう、市民等に対する丁寧な説明と合意形成に取り組むことを望む。また、施設の利用用途別分類の枠を超えた配置を進めるに当たり、条例の整備の考え方は今後検討するとのことであるが、公の施設に係る条例に規定する施設の設置の目的に即した適正な利用が確保されるよう、各条例の整備を含めて適切に措置されることを望むものである。

ウ その他必要と認める事項

2件の指導事項があった。

(3) 財政局

ア 監査対象所属

財政部	財政課、契約課
-----	---------

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、2件の業務意見があった。

【業務意見】

①財務会計システムにより歳入調定決議書を起票する際の電子決裁への根拠資料の添付について（財政課） 【正確性及び効率性の観点】

静岡市会計規則（平成15年静岡市規則第45号。以下「会計規則」という。）第16条の規定によれば、主管の長は、歳入を収入するに当たっては、歳入が法令、条例、規則、契約等に違反していないことその他同条各号に掲げる事項を調査し、電子計算組織を利用して調定しなければならないとされている。また、静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号。以下「予算規則」という。）第21条及び別表第1には「歳入調定伺いの起票時期」とともに「歳入調定通知の確認書類」が定められている。

予備監査において、電子計算組織である財務会計システムを利用して歳入調定決議書を起票する際、電子決裁に会計規則第16条各号に掲げる事項を確認することができる書類を添付していない所管課が複数見受けられた。そこで、予算規則を所管する財政課に財務会計システムにより調定決議書を起票する際の電子決裁に「歳入調定通知の確認書類」を添付する必要性について確認したところ、次の理由により、添付する必要はないとのことであった。

合併前の旧静岡市における静岡市財務規則（昭和50年静岡市規則第1号）第46条には「歳入調定伺書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。」と具体的に歳入調定伺書に添付する書類が定められていたが、現在の会計規則第19条では「主管の長は、第16条の規定により調定をするときは、次に掲げる書類を確認しなければならない。」と規定され、意図的に異なる規定の仕方とされていることから、「確認書類」は財務会計システムを利用して歳入調定決議書を起票する際に添付すべき書類ではないと財政課においては解釈している。

しかしながら、歳入調定は、歳入予算の執行に当たって、その発生原因及び金額を確定させる重要な行為であり、調定に係る決裁においては、交付決定通知書、契約書、申請書その他の根拠資料に基づき、内容の妥当性を十分に確認した上で意思決定が行われることが不可欠であるところ、財務会計システムにより起票し、電子回議することが原則となっている現在において、これらの確認書類がシステ

ム上電子添付されていなければ、どのような根拠資料を基に調定が行われたのか、また、承認者及び決裁者がそれらをどのように確認したのか判然とせず、事後的にも確認できないところ、第三者から見てもその適正性に疑念を持たれないようにする必要があります。このことは、令和5年度に提言した「文書の確認の重要性」における事業決裁の根拠文書確認の形式化と同質の課題であり、適切な意思決定が行われたかどうかについての説明責任を十分に果たし得ないことにもつながる。

現状では、所管によって根拠資料の添付の有無が異なっているが、これらの取扱いについては、個々の所管課の判断に委ねるものではなく、予算規則を所管する財政課と会計規則を所管する会計室とで十分に協議、調整の上、統一的な運用として整理し、必要に応じて規則等において明確化するなど、根拠の確認の観点から内部統制の充実が図られることを望むものである。

②契約事務における手続の整理及び庁内周知について(契約課)【有効性の観点】

処務事務お助けマニュアルの「契約のあらまし」及び「委託業務等契約及び各種契約事務マニュアル」においては、契約書が複数葉にわたる場合の袋綴じの方法や、単価契約において契約書又は仕様書(以下「契約書等」という。)に記載すべき事項が示されている。

しかしながら、これまでの定期監査において、契約書が完全な袋綴じになっていない事例や、単価契約において必要な記載事項(契約期間内は契約単価の見直しを行わないこと等)が契約書等に反映されていない事例が繰り返し確認されており、今回の定期監査でも同様の状況が見られた。

所管課への予備監査においては、袋綴じの具体的な方法やその趣旨について十分に理解されていない事例が見られたほか、単価契約における記載事項について、契約書等のどの箇所に、どのような表現で記載すべきか判断に迷っている状況もうかがえた。

これらの状況は、各所管課の契約事務に対する習熟度の差に加え、マニュアルに記載された内容が、実務の場面を具体的に想定した形で十分に共有されていないことによるものとも考えられる。

契約事務の適正な執行を確保し、どの所管課においても円滑に事務が行われるようにするためには、契約事務の総合調整及び指導を行う立場にある契約課において、各所属が実務の中で理解しやすい形で、手続の趣旨や考え方を整理し、周知していくことが有効である。

業務統括課である契約課においては、法令の解釈及び法的助言を行う立場にある政策法務課とも連携しながら、契約書の袋綴じにあってはその趣旨も踏まえて「完全な袋綴じ」とされる状態が図解等を用いた資料により具体的にイメージできるよう、また、単価契約に係る契約書等の記載事項にあっては標準的な記載例

を整理し共有するなどして、契約書等にどのように記載すべきかを所管課が迷うことのないよう、率先して契約事務を円滑に進められる環境づくりに努めることで、事務水準の均一化が図られることを望むものである。

なお、ここに記載した不備に係る事案の件数は次のとおりである。これらの事案については、指導事項に相当するものであるが、今回の定期監査においては所管課に対して文書による通知は行わない。業務統括課による全庁的な周知及び取組により再発の防止を徹底されたい。

契約書が完全な袋綴じになっていないもの	4件
単価契約における契約書等に記載すべき事項の記載漏れ	10件

ウ その他必要と認める事項

1件の指導事項があった。

(4) 市民局

ア 監査対象所属

生涯学習推進課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の業務意見があった。

【業務意見】

「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」推進事業について（生涯学習推進課）

【有効性の観点】

「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」推進事業は、地域課題や社会課題の解決に向けて「地域ぐるみ」、「社会総がかり」で取り組むため、まちづくりの主演となる「人」を育成し、伴走支援を行う人材育成事業として、平成28年度から実施されている。

この「静岡シチズンカレッジこ・こ・に」推進事業の成果を確認したところ、令和6年度末時点での実績としては、延べ211講座の実施により、修了生は延べ3,724人に上り、成果目標である「今後、地域や社会を良くするために行動していきたいと思う人（修了生）の割合」は、令和6年度には98.0%と高い数値となっていた。

修了後の活動事例としては、中学生や高校生の学習支援やキャリア教育支援を行うNPOなどの活動団体の設立、子どもの居場所づくり、災害支援や観光ボランティア、視覚障がい者のためのアイボランティアなどの各種ボランティア活動、自治会・町内会の担い手、市民後見人などがあり、地域活動を担う多様な人材として活躍しているとのことであった。

また、講座修了後のフォローアップとして、職員や専門家が修了生の実際の活動に向けて一歩踏み出すための「ここにわ相談」を実施するとともに、「ここにわ交流会」を設け、受講者同士の「ヨコ」の関係、修了生との「タテ」の関係、行政などとの「ナナメ」の関係を創出・強化することで、仲間づくりを通じて学んだ成果を地域や社会での活動に活かすための「つなぐ場」を提供しており、講座修了後の実践に向けた支援も丁寧に行われていることがうかがえた。

さらに、修了生の活躍やチャレンジを下支えするため、令和7年度からオープンバッジ（知識・スキル・経験のデジタル証明（一般財団法人オープンバッジ・ネットワークのホームページから引用））を導入していた。

このような取組の積み重ねにより、これまで多くの人材を育成し、実際に地域社会において多方面での活躍につなげている成果は、高く評価できる。

静岡市では、様々な分野における公共的な課題の解決に向けて「共創による取組」が進められている。また、今回の定期監査においては、地域における高齢者の支え合い活動や介護予防活動などの状況も確認したところ、これら住民主体の活動においても、活動の担い手不足という課題を抱えていることがうかがえた。

今後も静岡市が掲げる「共創による取組」の主役や支援を担う人材の育成が着実に進められ、地域社会に貢献したいと願う市民が活躍できる環境やネットワークがさらに広がっていくことを期待する。

(5) 観光交流文化局

ア 監査対象所属

観光政策課、歴史文化課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、3件の業務意見があった。

【業務意見】

①SDGsの一美食・絶景・歴史—感動体験のまち創造事業について（観光政策課） 【有効性の観点】

監査調査における静岡市第4次総合計画の状況に記載の「SDGsの一美食・絶景・歴史—感動体験のまち創造事業」について、事業内容や成果目標について確認したところ、静岡市内の民間事業者と観光やマーケティングの知見を有する伴走支援チームが連携して静岡市ならではの地域の特色を活かした付加価値の高い体験商品づくりを行っていた。また、1人当たりの観光消費額のうち、入館料・体験料の金額を成果目標としており、宿泊客で130円程度、日帰り客で100円程度の増額を目指していた。

従来の観光施策から一歩踏み込んで、1人当たりの観光消費額に着目し、伴走支援により体験商品の造成から販売に取り組み、また、実際の購入につながっていることは評価できる。

一方で、観光消費額全体の底上げに対する寄与効果は限定的である。今後は、観光客の滞在時間の延長や宿泊に向けて、当事業の成功事例を他の事業者へ横展開しながら、民間事業者による自立的な運営を促すとともに、インバウンド施策との連動を図ることを期待する。また、当事業が地域経済の活性化につながるよう、継続的な効果検証と改善に取り組むことを望むものである。

②清水港を活用した観光施策について（観光政策課） 【有効性の観点】

静岡市が運航支援に係る負担金を支出している駿河湾フェリー事業については、令和元年度の運航開始以降、令和4年度を除き赤字が継続しており、静岡県においては、令和7年9月からの1年間の実績を基に事業存廃の経営判断を下すとの方針が示されている。

このような中、静岡市における観光戦略上の駿河湾フェリーの位置付け及び静岡市が実施している利用者増加施策について確認したところ、次のとおりであった。

1) 駿河湾フェリーは、静岡市と伊豆地域を直接結ぶ唯一の交通アクセスであ

り、清水からの広域的な観光や周遊による誘客を促進する上で、極めて重要な役割を担っている。また、フェリー運航による経済波及効果は、静岡県全体では21億円程度、静岡市においては5億円程度と観光分野にとどまらず地域経済全体に大きな効果をもたらしている。

- 2) 利用者増加施策については、現在、静岡県と連携して一体的に取り組むこととしており、静岡県が実施するフェリーの魅力向上策や土肥港から伊豆地区の観光地への交通アクセスの改善事業のほか、静岡市としては、駿河湾フェリーの発着所が、JR清水駅直結の新ターミナルに移設され、年間90万人以上の来訪がある清水魚市場河岸の市に隣接したことを受け、清水港周辺の誘客促進と、駿河湾フェリーの認知度向上と利用促進を図るため、潜在需要の高い中部横断自動車道沿線地域向けの情報発信や清水魚市場河岸の市との連携事業に取り組んでいる。

駿河湾フェリーは、清水魚市場河岸の市との相乗効果による地域経済の活性化が期待される重要な観光資源となっている。引き続き、駿河湾フェリーの認知度向上と利用者増加に向けた誘客施策を関係機関と連携して実施していくとともに、仮に廃止となる場合であっても、清水港の観光資源としての魅力を活用した誘客促進及びそれと連携した地域経済の活性化を図ることができるよう、検討しておくことを望むものである。

③静岡市歴史博物館の資料購入について（歴史文化課） 【有効性の観点】

静岡市歴史博物館は、静岡市ならではの大切な歴史的・文化的価値と魅力を発信するとともに、都市イメージ「大御所家康公と駿府」の確立を目指している。

課題調書の「歴史博物館の資料購入について」の「解決の見通し」に「資料収集方針に基づき、静岡市に関する資料を購入」とあることから、資料収集方針の内容について確認したところ、同館では、家康公と駿府、今川氏、東海道の交流を展示の柱としており、また、駿府城エリア全体での集客力向上を図る観点から、これらに関連する資料を優先順位を付けて収集しているとのことであり、同館の展示内容と駿府城エリアの活性化を踏まえた方針であることが確認できた。

一方、静岡市歴史博物館は「歴史探求」、「地域学習」、「観光交流」の役割を担っており、その資料の展示に当たっては、静岡市内に点在する歴史的史跡の価値や相互の関連性などを複層的に分かりやすく伝える視点が重要であるとする。今年度購入した「伝酒井家旧蔵 駿府御城内絵図」は、これまで知られている絵図には描かれていなかった内容が多く含まれており、家康公が築いた駿府城の姿を知る貴重な手掛かりとなるものであり、これまでに収集した資料とともに、展示や解説の工夫と情報発信により、来館者の理解の促進や集客力の向上につながる活用を期待する。

(6) 環境局

ア 監査対象所属

環境共生課、森林経営管理課、環境保全課、ごみ減量推進課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、3件の業務意見があった。

【業務意見】

①太陽光発電設備の適正な設置及び維持管理等を確保するための取組について (環境共生課) 【有効性の観点】

太陽光発電設備の導入については、設備の設置や管理に起因する自然環境への影響や景観の悪化、災害リスクの増加などが懸念され、全国的に問題となっており、国においても規制強化に向けた検討が進められている。

静岡市においては、静岡市太陽光発電設備適正導入ガイドラインが令和2年4月に運用を開始したことから、当該ガイドラインの運用状況等を確認したところ、対象案件のうち、法令又は静岡市の計画等において、太陽光発電設備等の設置の際に手続を要するなど、景観、環境、防災等に特に配慮が必要な場所である「慎重な検討が必要なエリア」への設置は16件あり、その中には、不十分な排水対策により、事業地の外に土砂が流出している事案など、地域住民から懸念の声も上がっている事案が何箇所かあるとのことで、関係課とも連携しながら、事業者に継続的に指導を行っているが、十分な改善措置を講ずることができないケースもあり、法的な強制力を伴わない行政指導での対応に限界を感じているとのことであった。

また、今後2030年代後半には、太陽光パネルの寿命に伴う一斉廃棄の課題も生じることが予想されるため、現在、静岡市では、実効性のある条例の制定に向けて検討が進められているところであった。

2050年までのカーボンニュートラルの実現に向けて、静岡市においても太陽光などの再生可能エネルギーの利用促進を行っているところであるが、同時に太陽光発電設備の導入が環境破壊や災害リスクの増加などの社会問題を引き起こすことがないように、適正な設備の設置や維持管理等を担保するための条例の制定と、その確実な運用が確保されていくことを期待する。

②いきいき森林づくり推進事業について (森林経営管理課) 【有効性の観点】

課題調書に記載されているいきいき森林づくり推進事業の内容について確認したところ、この事業は、静岡市域の約76%を占める森林を対象に、水源涵養や土

砂災害防止、生物多様性の保全、温暖化防止など「公益的機能」の高度発揮と森林資源の循環利用の促進を図ることで、持続可能な森林経営を目指す取組であり、近年の森林経営の状況や災害リスクの変化を踏まえた施策であった。森林を「環境林」と「循環林」に区分し、立地条件や採算性に応じた管理を行うことは、現実に即した対応であり、自然林化についても「森林経営管理制度」を活用して、最小限の施業により公益的機能の向上を図っている点は評価できる。

令和7年度に新設した静岡市オクシズ材活用促進事業補助金やエリートツリー・早生樹の森林づくり推進事業などの林業振興に係る取組についても引き続き実施するとともに、新たな取組である「森林カーボンクレジット創出促進事業」を展開することにより、環境と経済の両立を図りながら、持続可能な森林経営を推進することを期待する。

③ 静岡県地下水の採取に関する条例で定めのある地下水採取量の規制見直しについて（環境保全課） 【有効性の観点】

課題調書に記載のある静岡県地下水の採取に関する条例（昭和52年静岡県条例第25号。以下「県条例」という。）に基づく地下水採取量の規制については、一部の地域においては、現行の規制値では採取可能な地下水量に余裕があることから、過度な規制となっている可能性があり、適正な規制への見直しが必要であるとのことであった。令和7年度から静岡県環境審議会の地下水部会において見直しの検討が進められており、静岡市も当部会の部会員として委嘱を受け審議に参画しているところ、令和9年度には県条例が改正され、適正な規制値が設定される見通しであるとのことであった。

現在の静岡市の状況を踏まえると、現行の地下水採取量の規制の緩和は、事業者の新規参入や事業拡大の促進につながることを期待される。規制の緩和に当たっては、静岡県と連携して地下水採取が環境へ及ぼす影響も考慮し、科学的根拠に基づく検討を進めるとともに、地下水の適切な管理が確保されるよう取り組むことを望むものである。

ウ その他必要と認める事項

6件の指導事項があった。

(7) 保健福祉長寿局

ア 監査対象所属

健康福祉部	高齢者福祉課、保険年金管理課、福祉債権収納対策課、地域リハビリテーション推進センター
地域支え合い推進部	地域包括ケア推進課、安心感がある温かい社会推進課
保健衛生医療部	こころの健康センター
保健所	保健所総務課、感染症対策課、生活衛生課、食品衛生課、精神保健福祉課、保健所清水支所

イ 監査の結果

監査した結果、3件の指摘事項があった。また、4件の業務意見があった。

【指摘事項】

①支出負担行為を経ない郵券の購入について（感染症対策課）【合規性の観点】

静岡市予算規則（平成15年静岡市規則第46号）第25条の規定によれば、歳出予算を執行しようとするときは、あらかじめ支出負担行為伺書により決裁を受けなければならないとされている。

しかし、100円切手の受払簿に記載された受入日（購入日）が10月2日であるのに対し、支出負担行為伺書の決裁日が10月6日になっており、支出負担行為伺書の決裁前に購入が行われていた。

②③積算における事務管理料と件数の根拠について（感染症対策課）

【正確性の観点】

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第10条第2項の規定によれば、予定価格は適正に定めることとされていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかし、単価契約である予防接種予診票等点検等業務の積算において、次のような不備があり、少なくとも300,000円過大な積算となっていた。

- 1) 参考見積の単価に予定数量を乗じた合計額に、参考見積に記載のない事務管理料を加算していた。このことについて、見積書に記載された金額のほかに別の費用が必要であることを参考見積を受けた業者に確認しておらず、事務管理料を加算した理由について合理的な説明もなされなかった。
- 2) 50歳以上を対象とする带状疱疹ワクチンの予防接種予診票等の予定件数を接種対象年齢の人数及び過去の接種率から28,000件と算出していたところ、65歳以上を対象とする国の定期接種制度が令和7年4月1日から開始する

ことに伴い、当該定期接種に移行する人数については、当初算出していた50歳以上を対象とする予定件数から10,000件を減ずる必要があったが、減じていなかったため、300,000円過大に積算していた。

【業務意見】

①老人福祉センター、世代間交流センター及び老人憩の家の利用促進について (高齢者福祉課) 【有効性の観点】

老人福祉センター及び老人憩の家は、根拠法令が異なっているものの、いずれもおおむね60歳以上の者が利用することができると思われる施設である一方、世代間交流センターは、60歳以上の者に限らず、幅広い年齢層の者が利用することができる施設であるところ、年齢の制限がある施設では利用者の増を見込むことが難しいことから、老人福祉センター及び老人憩の家においても、月に1、2回、子どもと高齢者が交流する機会を設けて、多世代交流を取り入れながら、運営していく考えを持っているとのことであった。

先に総合政策局社会共有資産利活用推進課に対する「社会共有資産利活用基本方針の運用について」の意見を述べたところであるが、今後の人口減少社会においては、これらの施設の統廃合や相互利用についても社会共有資産の利活用の観点から進めていくものとする。現在の世代間交流のための取組等の効果を検証しつつ、これらの施設の在るべき姿について研究や取組を進めることを期待する。

②地域リハビリテーション活動支援事業について (地域リハビリテーション推進センター) 【有効性の観点】

地域リハビリテーション活動支援事業においては、静岡市版介護予防体操「しぞ〜かでん伝体操」を通じて、地域で主体的に介護予防活動に取り組む団体である「しぞ〜かでん伝体操活動グループ」の支援を実施しているところ、その数は、静岡市内182か所、223グループに達しており、平成26年度に介護保険法が改正された際に厚生労働省から示された週1回以上の開催を基本とし、開催箇所数は人口1万人におおむね10か所(グループ)を目標とする指針を充足している状況にあり、住民主体の通いの場として静岡市内各地に広がり、介護予防の推進に一定の成果を上げているとのことであった。

静岡市は、「しぞ〜かでん伝体操活動グループ」の活動の立ち上げ支援から自主運営への移行までの支援を段階的に行っており、地域で中心となって介護予防に取り組むサポーターの養成や各グループの活動場所へ出向いて運動指導や筋肉量測定等の支援に取り組むインストラクターの派遣といった後方支援に徹し、民間事業者から活動場所の無償協力を得るなど、低コストかつ持続可能な事業運営を実現している点は評価できる。

一方で、インストラクターの実働人数が限られており、その人材確保は継続的な課題である。また、29の地域包括支援センターの圏域ごとの活動グループの設置状況については、高齢者人口に対して目標数に達していない圏域や設置数に偏りがある圏域があるとのことで、重点的な支援の継続が必要である。

今後も引き続き、定期的なフォローにより活動の活性化に努めるとともに、S型デイサービス（地域の自治会館、公民館等で、各地区社会福祉協議会が中心となり、地域ボランティアによって運営している、介護予防を目的としたミニデイサービス）等の既存資源との連携やICTの活用を進め、事業の質的充実と活動への参加の機会の拡大による介護予防効果の一層の向上につなげていくことを期待する。

③生活支援体制整備事業について（地域包括ケア推進課） 【有効性の観点】

生活支援体制整備事業は、高齢者の生活を地域において支え合う仕組みの構築を目指すもので、静岡市域、区域及び日常生活圏域に「生活支援コーディネーター」を配置して、各地域の支援ニーズを把握し、それに対応する支援の取組が持続可能なものとなるよう、そのコーディネートの下に地域の関係者や支援機関等が協議を重ね、協力して活動の立ち上げから運営が継続されるよう支援しているとのことである。

これまでに支え合い活動が立ち上がり、継続している地域は、静岡市内小学校区77地区のうち、63地区、活動数197となっているとのことであつたが、活動の担い手の確保が難しく、新たな活動の立ち上げや継続が困難な課題を抱えていることがうかがえた。

一方、この活動に協力する団体の登録制度である「しずおか支えあい活動応援隊」に現在37の企業や施設が登録しているとのことで、民間事業者の協力も得ながら、共助の取組が持続可能なものとなるよう連携してネットワークを広げる努力がなされていることは評価できる。

支え合い活動は、地域のニーズに即して必要な活動を地域住民や支援者、関係機関や民間事業者の協力を得ながら、持続できるものから立ち上げていく地道な活動であり、このような活動の必要性に関する理解の醸成のための周知・啓発が重要である。

現在、既に取り組んでいる地域の支え合い活動の「見える化」の仕組みである「支え合い台帳」については、地理情報システムを活用した活動の可視化など、より積極的な活用も検討しているとのことであり、また、今後の展開として、高齢者と活動の担い手双方から相談を受け付ける窓口による支え合い活動のマッチングの取組などを進めていくとのことであつた。

今後も増加が予想される高齢者が、地域で孤立し、生活困難を抱えたり、孤独死に至ったりすることがないように、地域における支え合い活動の理解の促進とともに、多様な主体や協力者の参画の下に、S型デイサービスや介護予防活動などを含めた地域における共助のネットワークがさらに広がり、静岡市域全体に定着していくことを期待する。

④高齢者の終活支援の実施について（安心感がある温かい社会推進課）

【有効性の観点】

静岡市では、高齢者の“もしも”のときの疑問や不安を解消し、安心感を高めるための終活支援として、静岡市が定める基準を満たす終活支援事業者を「終活支援優良事業者」として認証するとともに、65歳以上の頼れる親族がいない方からの申請に基づき、葬儀や家財処分などの死後事務を認証事業者が生前の契約に基づいて処理終了するまでの一連の過程を静岡市が見届ける「エンディングプラン・サポート」や、65歳以上の方からの申請に基づき、“もしも”のときに事前に指定された方からの問合せに、静岡市が本人に代わり本人情報を伝達する「終活情報登録・伝達事業」などの取組を開始したとのことである。

認証事業者を利用する方からどのような声が届いているかを確認したところ、「市が認証していることで安心感を持つことができた」、「こういう制度を待っていた」など、総じてポジティブな意見が多く届いているとのことであった。

高齢化の進行に伴い、静岡市でも一人暮らしの高齢者や認知症の高齢者の割合が増加しており、これまでは家族頼みとなっていた入院・入所の手続や終末期医療の判断、葬儀や遺品への対応などが難しくなっている状況にある。また、50歳時未婚率も上昇しており、この問題はより深刻化するものと考えられるとのことであり、誰もが安心して老後を過ごし、最期を迎えられるよう終活を支援し、死後の手続を円滑に進められるようにすることは、高齢者本人のみならず静岡市にとっても大きな課題である。

静岡市における終活支援のサービスは、開始後間もないことから、まずは様々な普及啓発の取組により、サービスを必要とする高齢者に漏れなく情報を伝え、本人の理解の下に必要な終活支援の利用につなげることが重要である。

また、終活に対する不安は、高齢者に限られるものではなく、今後高齢期を迎える全ての世代に共通する課題であることから、元気なうちに、“もしも”の準備をしたいと考える市民に向けて様々な機会を通じて広く情報が周知されることを望むものである。

あわせて、終活支援のサービスの提供に当たっては、個々の高齢者に寄り添った丁寧なケースワークが求められるところであるが、今後のサービス利用の増加に伴い、職員の業務負担も確実に増加することから、これに対応する体制の確保

にも努められたい。

- ウ その他必要と認める事項
16件の指導事項があった。

(8) こども未来局

ア 監査対象所属

こども未来課、こども園運営課、児童相談所

イ 監査の結果

監査した結果、1件の指摘事項があった。また、3件の業務意見があった。

【指摘事項】

積算額の誤りについて（児童相談所）

【正確性の観点】

静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第10条第2項の規定によれば、予定価格は適正に定めることとされていることから、その根拠となる積算金額の算出に当たっては正確を期す必要がある。

しかし、生活相談支援業務（施設）において、人件費の積算に用いた月額給料及び標準報酬月額に誤りがあり、正しい金額より42,900円過少に積算されていた。

【業務意見】

① こどもの屋内型遊び場の整備・運営について（こども未来課）【有効性の観点】

監査調書における第4次静岡市総合計画の状況に記載のある屋内型遊び場の設置の考え方について確認したところ、基本的には、子育て世帯のニーズや民間の同種施設の状況を踏まえ、設置場所をJR駅周辺や中山間地とし、迅速性及び経済性の観点から静岡市の遊休資産を活用して整備していくこととであった。また、令和8年2月市議会定例会の令和8年度当初予算議案において、廃止となる蒲原保健福祉センター及び長田保健福祉センターを活用し、天候に左右されず利用でき、大型遊具で遊べる常設の屋内型遊び場の整備費が計上されていることを確認した。

こどもの屋内型遊び場の整備・運営に当たっては、このような既存施設の活用のほか、既に子どもや子育て世帯の利用実績がある施設についても、機能の拡充や連携の可能性を含めた活用の検討を進めるとともに、民間主体の実例から得られる知見が公共施設との役割分担や施設運営の改善に資するものと考えられることから、静岡市の補助金の交付を受けて整備された民間の屋内型遊び場施設の利用状況や地域への波及効果等の検証を行い、施策の参考とすることが望まれる。

今後も、既存資産を有効に活用しながら、利用実績や利用者アンケート等を踏まえ、設備内容や施設運営等の見直しを継続して実施していくことにより、子育て世帯の満足度向上につながる取組として一層の充実が図られることを期待する。

②子育て支援に係る情報提供事業等について（こども未来課）【有効性の観点】

静岡市では、人口減少に歯止めをかけるため、若者の静岡市外への流出の抑制と移住等による流入の促進に向けて、若い世代にとって魅力のあるまちづくりを進める中で、その重要な要素の一つである「日本一安心して子どもを産み育てやすいまち」の実現を目指し、子育て環境の充実とその情報発信に取り組んでいる。

課題調書に記載がある子育て支援に係る情報提供事業に関して確認したところ、情報発信の取組を評価する指標として、情報発信媒体の利用頻度や市民意識調査における「静岡市は子育てしやすいまちだと思いますか。」という問いに対して「わからない」と回答した人の割合が挙げられるとの説明があった。

情報発信媒体の利用頻度に関しては、静岡市子育て応援総合サイト「ちゃむしずおか」をスマートフォンで閲覧しやすいデザインに変更したり、機能拡充を伴うリニューアルを行ったりすることによりアクセス数が増加するとともに、タイムリーな子育て支援情報をプッシュ型で配信する「しずおか子育てきずなLINE」のサービス開始後、登録者数がサービスを開始した令和5年度から着実に増加していることは評価できる。

一方、市民意識調査に関しては、令和4年度以降、各年度で最も多い回答は「わからない」であり、その割合はおおむね40%前後で推移している。特に20代では、令和6年度において「わからない」が58.3%と全体（37.0%）を大きく上回っている。このことから、近い将来子育てを迎える若い世代に静岡市の施策や情報が十分に届いていないことが懸念される。

静岡市が取り組む子育て支援施策の充実が、対象となる子育て中の世代だけではなく将来子育てを担う世代にも適切に認識され、評価されることが重要である。今後も引き続き、これら若い世代に適切に評価されるためのニーズの把握による事業の構築とともに、より戦略的な情報発信に取り組まれることを期待する。

③児童虐待対応におけるAIシステムの導入による質の向上等と各区こども家庭センターとの連携強化について（児童相談所）【有効性の観点】

静岡市における要保護児童等への支援体制について確認したところ、児童福祉法の改正に伴い、各区に置かれた「子ども家庭総合支援拠点」が令和6年4月から「こども家庭センター」として要保護児童対策等の機能が拡充し、母子手帳の交付時から気になる妊婦や世帯に対するこども家庭センターと保健福祉センターが連携した早期の支援が開始され、その支援において対応が困難な案件については、要保護児童対策地域協議会を通じて、児童相談所を含めた関係機関による支援の協力体制につなげることができているとのことであった。

また、これに合わせて児童相談所とこども家庭センターとの間で、「児童相談一体化システム」を導入し、虐待ケースについては、それぞれが関わっている児童

及び世帯の支援状況や面接内容等の記録を閲覧し、通告を受けた機関が直接、関係機関の支援内容を確認することが可能となり、児童の安全確認、安全確保等の初期対応の迅速化につながり、虐待の早期発見・早期予防の体制が出来上がりつつあるとのことであった。

さらに、児童相談所では、児童虐待の相談対応件数の増加と業務負荷の増大に対応するとともに、経験豊富な職員の専門的スキルと経験に基づく様々な知見について組織への定着を図り、児童虐待対応の質の向上を図るため、令和5年度に児童虐待対応のノウハウを蓄積し、可視化してデータ分析を行う静岡市独自のA Iシステムを開発し、令和6年度から運用を開始した。

このA Iシステムの効果を確認したところ、児童虐待の通報等を受けての緊急受理会議をより少ない職員数かつ短時間で実施できるようになり、迅速な初動対応につながるとともに、職員の業務負荷が軽減したとのことであった。また、経験の浅い職員が虐待対応を担う場面において、これまで主にベテラン職員の知識、経験に依存していた部分をA Iシステムが補い、職員の思考や行動をサポートすることで、組織全体の対応の質の向上に寄与しているとのことであった。

この静岡市独自のA Iシステムの構築、導入は、児童相談所がこれまで抱えていた相談対応件数の増加や業務負荷の増大といった課題を解決するために、繁忙な業務をこなしながら民間事業者と協力して開発した職員の努力の結晶であり、経験豊富な職員の知見の活用により児童虐待への対応力の強化や業務の改善に寄与しており、高く評価できる。

現在、児童相談所内の運用にとどまっているが、各区こども家庭センターとの更なる連携強化に向けて、「児童相談一体化システム」の運用と併せて、このA Iシステムの機能の充実と活用の拡大が進み、静岡市の要保護児童対策等における早期発見・早期予防のための、より実効性のある体制が確立することを期待する。

ウ その他必要と認める事項

12件の指導事項があった。

(9) 経済局

ア 監査対象所属

産業基盤強化本部	
商工部	産業振興課、商業労政課
海洋政策部	清水みなと振興課
農政部	農地利用課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、2件の業務意見があった。

【業務意見】

①工芸品価値創造事業について（産業振興課）

【有効性の観点】

課題調査に工芸品の新たな販路を開拓するための取組が必要となるとされていたことから、静岡市の工芸品が抱える課題について確認したところ、静岡市の伝統工芸品に係る産業は、贈答品等の市場の縮小や職人の高齢化により、伝統工芸品の購入機会の減少や人材の確保・育成が課題となっているとのことであった。このような状況を踏まえ、静岡市では、工芸品に新たな価値を付与し、消費者のライフスタイルや、価値観、贈答習慣の多様化に対応した製品開発や販売手法を構築するため、多様な主体で構成する実行委員会において工芸品のブランディング戦略を策定し、新たな販路を開拓しようとして取り組んでいるとのことであり、長年培われてきた地域の伝統技術を絶やさぬよう、工芸品に携わる人達と関係者の連携と共創により課題解決に取り組むこれらの試みは評価できる。

また、静岡市の工芸品には地域特性を活かした優れたものがあり、世界に発信できる可能性を有している。今後、工芸品に携わる人達が将来に希望を持てるよう、ブランディング戦略を策定し、静岡市が伴走して支援を行うことで、経済的効果の創出や後継者の育成、事業承継の促進につながっていくことを期待する。

②行政財産目的外使用料の算定根拠について（商業労政課）

【正確性の観点】

静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）第2条の規定によれば、市有地上にある建物（従物を含む。）に係る使用料については、「当該建物の適正な価格の単位面積当たりの価格×100分の5×100分の110×使用面積」の算式によって算出した額に、「当該建物の建物面積に相当する土地の使用料相当額×100分の110×（当該建物のうち使用する面積／当該建物の延べ面積）」の算式によって算出した額を加えて得た額とすることとされている。

しかし、静岡市東部勤労者福祉センター8階レストランに係る行政財産の目的外使用料の算定において、当該建物の建築面積を3,474.60平方メートルとして算定していたが、当該建物に係る公有財産台帳では建築面積が3,492.31平方メートルとなっていた。所管課にどちらが正しい数字なのか事実関係を確認したところ、どちらが正しい建築面積であるか、判別できない状況となっていた。

所管課においては、建築当時の資料を確認するなどの方法により、適正な面積を精査し、公有財産台帳等を適切に管理することを望むものである。

ウ その他必要と認める事項

8件の指導事項があった。

(10) 都市局

ア 監査対象所属

都市計画部	景観まちづくり課、開発審査課、清水まちづくり推進課
建築部	公共建築課、設備課

イ 監査の結果

監査した結果、1件の指摘事項があった。また、1件の業務意見があった。

【指摘事項】

事業決裁の不存在について（清水まちづくり推進課） 【合規性の観点】

静岡市事務専決規則（平成17年静岡市規則第14号。以下「事務専決規則」という。）第4条の規定によれば、「市長の権限に属する事務は、全て市長の決裁を経なければ執行することはできない。ただし、市長は、次に掲げる職にある者に専決させることができる。」とされており、静岡市公文書管理規則（平成15年静岡市規則第14号。以下「公文書管理規則」という。）第2条の規定によれば、決裁とは、市長その他の特定の事務につき権限を有する者又は事務専決規則第4条の規定により専決することができる者が、当該事務について最終的にその意思を決定することをいうものと定義されている。また、公文書管理規則第6条の規定によれば、事務の処理に当たっては、特に軽微なものを除き、公文書を作成するものとされており、事務処理に関する意思決定については、静岡市公文書管理規程（平成15年静岡市訓令第5号）第14条第1項の規定により、起案（決裁を受けるため事務の処理に関する意思決定の案を記載した文書を作成）し、文書管理システムで回議する必要がある。

しかし、草薙駅周辺地区地域おこし協力隊員の募集に当たり、事業決裁が起案されていないかった。

【業務意見】

清水都心地区まちなか再生事業における指針の策定について（清水まちづくり推進課） 【有効性の観点】

監査調書における静岡市第4次総合計画の状況に記載されていた「清水都心地区まちなか再生事業」における「清水都心地区における将来のあるべき姿を描き、その実現に向け公民がなすべき事をまとめた指針」を策定するまでの具体的なスケジュールを確認したところ、清水駅東口製油所跡地開発や清水庁舎機能の移転といった大型プロジェクトの検討・決定を受け、令和8年度に予定していた指針の取りまとめを先送りしたとのことであった。

しかし、将来像が十分に示されないまま個別事業の議論が先行することになれば、地域住民や商店街等に不安や不透明感を与えかねない。特に、新清水駅周辺

については、清水庁舎移転が示された以上、移転後の庁舎跡地の活用方針を含め、周辺商店街や地域全体の将来像について、地域住民等に対して、一定の指針を示すことが求められ、地域の理解と合意形成を図る観点から、段階的であっても方向性を示すことは重要である。地域主体の活動を支援しながら、地域の関係者とのまちづくりに向けた話し合いを継続している点は一定の評価ができるが、今後はそれらの取組が、清水都心全体の将来像とどのように結び付くのかを整理し、清水都心地区まちなか再生の指針として位置付けていくことを望むものである。

ウ その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。

(11) 建設局

ア 監査対象所属

土木部	技術政策課、土木管理課
道路部	道路計画課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、3件の業務意見があった。

【業務意見】

①インフラ分野のD X推進について（技術政策課）

【有効性の観点】

静岡市インフラ分野のD X推進業務において、3次元点群データ利用環境整備に取り組んでいるが、3次元点群データ取得・利用によりどのような効果を期待しているのか確認したところ、被災した^{のり}法面等の測量調査において、従来のように崩れた危険な^{のり}法面等の被災箇所を作業員が踏査することなく、ドローン等により測量データを効率的に取得することで、作業員の安全確保ができるようになるとともに、被災規模把握の精度向上が期待できるとのことであり、3次元点群データの利用は、業務の効率化と質の向上の両面で評価できる取組である。また、令和7年10月より建設業関連業務及び一部の建設工事において、これまでの電子媒体による納品に替えて、インターネット上でウェブブラウザを用いて成果品データを登録するオンライン電子納品を導入しているとのことであり、建設業界の担い手不足を背景とした移動時間や事務負担の軽減につながる有効な施策であった。

一方で、D X化が進みづらい要因として、日々デジタル技術が進展する中、静岡市において最適なシステム・サービスの選定が困難であることが挙げられている。日頃から他都市の取組事例等について情報収集を行い、検討を進めるなど、機を逸することなくD X化を着実に推進されたい。また、D Xの導入効果が十分に発揮されるよう、静岡市職員の人材育成や組織的な活用体制の整備に加え、受注者である事業者に対してもD Xに関する知識やスキルの共有を図り、公民一体となった取組を進めていくことを望むものである。

②納期を経過した道路及び河川の占用料等に係る債権管理について（土木管理課）

【有効性の観点】

法令において、静岡市長が管理者である道路及び河川の占用料等の納付に関し督促を受けた者が指定期限までに納付すべき金額を納付しないとき、並びに督促をする場合には条例で定めるところにより手数料及び延滞金を徴収することがで

きるとされている。また、これらを納付しないときは、道路については国税の、河川については地方税の滞納処分の例により徴収することができる」とされている。

これら、いわゆる強制徴収公債権の債権回収状況について確認したところ、督促及び催告を行っても未納である場合には、滞納対策課に税情報を照会し、収入状況や滞納状況等を確認した上で折衝を行っており、その多くは納付に至っているとのことであった。一方で、道路の占用料については、時効の成立により、毎年度5件程度を不納欠損処分としているが、これまで滞納処分は実施していないとのことであった。

対象者が所在不明である場合や財産調査により資力がないことが判明した場合など、滞納処分の執行停止の要件を満たす場合は、当該手続を行うことにより、3年の経過をもって債権は消滅する。一方、資力又は資産が認められるなど、執行停止の手続を執らない場合については、事務負担の増加や費用対効果等も考慮した上で、特別な事情がない限り、時効により消滅する前に適切に滞納処分を実施し、債権回収に取り組むべきであると考えます。

また、道路及び河川の占用料等に関しては、前述の督促をする場合に徴収することができる手数料及び延滞金に関する静岡市の条例上の規定は確認できなかった。静岡市においては、債権管理全般において、督促に係る手数料は徴収していないものの、延滞金については徴収する取扱いがなされている。

静岡市における各種債権間で公平な徴収事務が確保されるよう、道路及び河川の占用料等に関し、督促する場合の延滞金の取扱いや滞納処分等の手続の実施を含め、適切な債権管理の確保に向けて検討されることを望むものである。

③蒲原地区等における道の駅整備事業について（道路計画課） 【有効性の観点】

蒲原地区における道の駅整備に向けたトライアル・サウンディングは、民間事業者による施設の暫定利用を通じて市場調査を行うもので、これまでに「テストマーケティングをしながら地域活性化を図る」、「民間企業の事業参入を促す」、「集客状況のモニタリングをする」という3つのテーマに基づいて進められた。

これまでの本事業の成果を確認したところ、蒲原地区の認知度が向上し、地域活性化に寄与しているものと考えているとのことであり、この点は評価できる。一方で、雨天や猛暑といった天候の事情もあり平日の利用が伸びず、民間事業者の継続的な利用に至らず、事業の実現性や持続性に関する課題も明らかとなったことから、今後は、全天候型の施設についても、国を始めとする関係機関等と協議しながら検討していきたいとのことであった。

静岡市道の駅基本構想において、人を呼び込む機能を有し、民間活力導入による自立した運営を行う「広域交流拠点型」道の駅の対象路線として、当該蒲原地区内を通る国道1号のほかにも庵原地区内を通る主要地方道清水富士宮線等が示

されていることから、各地区の特性を踏まえた役割や機能の整理を行い、それぞれの取組が静岡市全体の地域活性化にどのようにつながるのかを分かりやすく示していくとともに、蒲原地区においてはトライアル・サウンディングの結果を踏まえた方向性について丁寧な検討を行い、その内容や過程を市民に対し適時かつ分かりやすく説明していくことを期待する。

ウ その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。

(12) 消防局

ア 監査対象所属

消防管理室	
警防部	安全対策課、指令課

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。また、1件の業務意見があった。

【業務意見】

消防組織改革の定着化について（消防管理室）

【有効性の観点】

課題調書の「課題としている事項等」に記載のある事故の再発防止と組織風土の改善に向けた各施策の個別具体的な取組の進捗管理について、どのように行っているか確認したところ、殉職事故の教訓などを踏まえた消防局の組織改革に向けて策定した「静岡市消防局組織改革基本計画」で示した施策を具体的に進めるため、「消防局組織改革実施計画」を策定し、法令例規、組織体制、人材育成、訓練及び装備を内容とする事故の再発防止の推進及び組織風土の改善の2つの目標と26の施策を掲げ、またこれを進めるための取組について、令和6年度及び7年度の2か年にわたり四半期ごとに進捗を確認の上、公表しているとのことであり、組織的に進捗管理がなされていることがうかがえた。また、PDCAサイクルによる「C：チェック」と「A：アクション」が本格的に実施される令和8年度以降は、各取組の組織への定着度・浸透度をモニタリングしていくとしていた。

この取組は、消防管理室が中心となり取りまとめを行うとともに、各署や各隊における訓練などの視察や、警防活動検討会・消防職員委員会等への参画を通じて組織的な検証を行っていくとのことであるが、現場活動に従事する職員の意識や行動等にどのようにつながっていくかが最も重要であることから、常にその声を拾い反映しながら、過去の教訓が風化することがないように組織への定着に努められたい。

ウ その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。

(13) 上下水道局

ア 監査対象所属

経営管理部	上下水道経営企画課、上下水道経理課
水道部	水道計画課
下水道部	下水道施設課、下水道事務所

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

ウ その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。

(14) 教育委員会事務局教育局

ア 監査対象所属

教育資産管理課、児童生徒支援課、学校給食課

イ 監査の結果

監査した結果、2件の指摘事項があった。また、3件の業務意見があった。

【指摘事項】

①②行政財産目的外使用料及び電気料金の算定誤りについて（教育資産管理課）

【正確性の観点】

令和6年度及び7年度の旧静岡市立玉川中学校校舎の行政財産の目的外使用において、次のとおり使用料及び電気料金の算定誤りがあった。

- 1) 静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）第2条の規定によれば、建物（従物を含む。）に係る使用料については、「当該建物の適正な価格の単位面積当たりの価格×100分の5×100分の110×使用面積」の算式によって算出した額に、市有地上にある建物の場合にあつては「当該建物の建物面積に相当する土地の使用料相当額×100分の110×（当該建物のうち使用する面積／当該建物の延べ面積）」を、借地上にある建物の場合にあつては「当該建物の建物面積に相当する土地の地代相当額×100分の110×（当該建物のうち使用する面積／当該建物の延べ面積）」の算式によって算出した額を加えて得た額とすることとされており、「処務事務お助けマニュアル 公有財産の管理 II 公有財産の諸手続 5 行政財産の目的外使用許可手続」によれば、「当該建物の適正な価格」の算出方法は、建築価額×年次別建築費指数×経年残価率の算式によることとされている。

しかし、公有財産台帳上、昭和58年4月1日に建築された鉄筋コンクリート造の建物である旧静岡市立玉川中学校校舎の令和7年度行政財産目的外使用料において、目的外使用を許可した建物の部屋は市有地2筆、借地4筆にまたがっており、それぞれの筆ごとに使用料を算定しているところ、市有地上にある建物に係る使用料の算定は正しく計算されていたが、借地上にある建物に係る使用料の算定について、使用料の算定時点では年次別建築費指数1.61、経年残価率0.58とすべきところ、年次別建築費指数1.55、経年残価率0.59で計算しており、392円過少に請求していた。

- 2) 「処務事務お助けマニュアル 公有財産の管理 II 公有財産の諸手続 5 行政財産の目的外使用許可手続」によれば、行政財産を使用する場合、使用者は維持、保存のため、通常必要とする経費を負担することとされている。

令和6年度において、旧静岡市立玉川中学校校舎を目的外使用させたことに伴い、当該使用者にその使用に係る電気料金を請求しており、その際に「1か月の電気料金×(使用日数/1か月の日数)×(使用面積/総延床面積)」の算定方法により電気料金を算定することとしていた。

しかし、その算定の過程において「1か月の電気料金(円)」の数値を用いるべきところ、「1か月の電気使用量(kWh)」の数値を用いて計算しており、また、「総延床面積(2,223.45㎡)」の数値を用いるべきところ、当該使用箇所の水平投影面積に係る1階部分及び2階部分の面積の合計(199.8㎡)を用いて計算したことにより、285円過少に請求していた。

【業務意見】

①遠距離通学事業補助金制度の在り方について(児童生徒支援課)

【効率性の観点】

静岡市は、市立の小学校の児童及び中学校の生徒の遠距離通学に係る経費の負担の軽減を図るため、遠距離通学者の通学定期券を購入する事業(以下「通学定期券事業」という。)を行う者に対して補助金を交付している。

予備監査において、通学定期券事業に係る補助金の交付について調査したところ、次のような運用をしていることを把握した。

- 1) 通学定期券事業について補助金の交付の申請をしようとする者は、静岡市遠距離通学事業補助金交付要綱(平成15年4月1日施行。以下「要綱」という。)第6条の規定により、遠距離通学事業補助金交付申請書に必要な書類を添付して、市長が別に定める日まで(4月1日から期間が開始する定期券にあつては4月1日)に校長を経由して児童生徒支援課に提出する。
- 2) 翌年3月までの期間の定期券の購入について補助金の交付決定を受けた者は、同月末日付けで要綱第11条に規定する実績報告書を提出する。

補助金の交付については、通常、補助金の目的達成や予算の適正な管理の観点から、原則として、補助金の交付決定の通知を受けた後に補助事業に着手することとしており、特別な事情がなければ、事前着手は認められないところ、4月1日から期間が開始する定期券の購入に係る通学定期券事業について補助金の交付を受けようとする者(遠距離通学をする児童又は生徒の保護者)は、補助金の交付申請及び交付決定前である前年度の3月31日までに定期券の購入をしていた。

通学定期券事業に係る補助金は、①財政援助を目的として交付されるものであること、②事業の実施に当たり静岡市の監督を要しないものであること、③定期券の購入に係る費用が区間や期間に応じた金額であること、④対象となる児童及び生徒は申請を待たずにおおむね把握が可能であり、予算の管理上も支障がないことを踏まえれば、補助金の交付決定前に補助事業に着手することも許容され得

るものである。また、保護者が児童又は生徒の通学に支障がないよう4月当初からの定期券を3月中に購入することは当然であり、特段、要綱の改正等もなく従前からの制度と変更がない場合には、事前に着手した定期券の購入を対象とする運用に合理性は認められるものの、4月1日の申請書提出（前年度から継続して補助金の交付を受ける場合にあつては、併せて3月31日の実績報告書提出）という保護者にとって慌ただしい対応を求めている。

年度末や年度初めは新生活を迎える各保護者にとっては多忙な時期であり、各保護者の負担を軽減するために、制度として事前着手を認め、申請書の提出時期を新年度開始後の一定の時期までは可能とするような柔軟な対応も検討の余地があると考ええる。

そのような柔軟な対応を検討するに当たっては、前述のような従前からの制度に変更がない場合に限らず、補助金の対象となる条件等が変更となる場合も想定する必要がある。そして、要綱の改正が必要な場合においては、当初予算の議決時期を踏まえた要綱の改正時期、その改正内容についての保護者への周知時期をどう設定していくか、といったことについての整理が必要であることに加え、保護者への制度変更に係る周知の時期によっては、定期券の購入が4月以降となることもあり得る。そのような場合においては、定期券の期間が児童及び一部の生徒にとって補助対象とされていない夏期休業中の8月に及ぶこともあり得ることから、他の休業期間中の定期券の取扱いや定期券を解約した場合の払戻しの発生する期間などを踏まえた夏期休業中の定期券の取扱いについても整理し、単に申請書の提出時期に係る柔軟な取扱いにとどまらず、各保護者に無理のない手続となるよう要綱に定められた手続が改善されることを望むものである。

②学校給食費徴収事務について（学校給食課）

【有効性の観点】

学校給食費については、これまで各学校長が徴収及び管理をする私会計であったものを令和7年度から公会計化し、同年度分から学校給食課における管理に移行したことにより、教職員の業務負担の軽減や会計の透明性、適正な債権管理の確保が期待されることである。

一方で、公会計化される以前の学校給食費の未収債権の状況を確認したところ、未収金全体の額は、令和7年3月末時点で約840万円であるとのことであったため、その未収債権が回収不能となった場合の最終的な処理についても確認したところ、各学校の債権として、基本的には各学校での判断になるとのことであった。

確かに公会計化される以前の学校給食費に係る未収債権は、学校の債権であるものの、学校給食費が未納となっている児童や生徒が卒業するなど年数が経過するほど、さらに債権の回収が困難となることが想定され、各学校においては、未収に係る私会計の最終的な処理の問題も解決の道筋が見えない状態が継続するこ

ととなる。

そしてこのことは、どの学校にも共通する状況であることに加え、給食費の未納により食材購入費が不足した場合には、過去に静岡市から学校給食会に支払われている価格調整資金準備金からその不足分を補い、未納分を徴収した場合には当該準備金に戻し入れているとのことであり、間接的には公会計から支出された当該準備金の管理といった側面を有し、学校給食費の未収債権の問題は私会計だけにとどまるものではないと言える。

このような状況を踏まえると、今後しかるべき時期に、私会計に係る各学校の債権の管理・回収及び最終的な会計処理等について、静岡市として統一的な考え方を明らかにするなどして、各学校において、教職員に過度な負担を掛けることなく、かつ、適正に処理を完了することで、長年にわたる私会計による学校給食費の問題が解決されることを望む。

③学校給食施設整備について（学校給食課）

【有効性の観点】

静岡市全体の学校給食提供の在り方については、単に学校給食だけで考えるのではなく、持続可能な食の生産、流通、加工、消費の全体システムという農と食の未来を考えた上で、どのような学校給食供給システムにするかを考える必要があるとして、これまで進めてきた清水区の給食センター整備の方針を見直し、現在、プロジェクトチームにより検討が進められている。

今後も進行する人口減少を踏まえた場合、既存の整備方針では過剰投資になるとの見通しの下に、大きく方針転換し、農と食の未来や持続可能性を考慮した検討に踏み込んだ点は評価できる。

本監査の時点では、プロジェクトチームによる検討は基本的な考え方の整理段階にとどまり、清水区の単独調理方式の将来像など、具体的な方向性は示されていなかったが、令和8年2月市議会定例会では、令和8年度当初予算における「食と農」に関わる生産・流通・消費等の最適化について示され、そのうち、学校給食に関しては、令和8年度に加工センターで処理された食材を導入する場合の衛生基準への適合等や、従来調理・提供体制を見直して、最先端の調理機器等の導入可能性等を検証するとともに、静岡型フードプロセスシステムの拠点に必要な機能や運営体制等に係る基本構想の策定等を行うための予算議案が市議会に上程されたことを確認した。

学校給食の提供の在り方を踏まえた学校給食施設の整備については、これまで管理栄養士のプロジェクトへの参画や調理員との意見交換など、現場の声を把握しようとする姿勢は認められる一方、意見がどのように政策形成へ反映されるのかは明確ではない。そのような中、老朽化対応が続く中で現場負担の増大も懸念

されることから、今後は検討内容の具体化と併せ、現場や市民への丁寧な説明と情報共有を行い、透明性を確保しながら進めていくことを期待する。

ウ その他必要と認める事項

3件の指導事項があった。

(15) 選挙管理委員会事務局

ア 監査対象所属

選挙管理委員会事務局

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

(16) 監査委員事務局

ア 監査対象所属

監査委員事務局

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

(17) 農業委員会事務局

ア 監査対象所属

農業委員会事務局

イ 監査の結果

監査した結果、指摘事項はなかった。

ウ その他必要と認める事項

2件の指導事項があった。

令和7年度 定期監査指摘事項等件数一覧

(単位：件)

局等の区分（監査対象所属数）	指摘事項	指導事項	合計
総務局（6）	1	4	5
総合政策局（1）	0	2	2
財政局（2）	0	1	1
市民局（1）	0	0	0
観光交流文化局（2）	0	0	0
環境局（4）	0	6	6
保健福祉長寿局（13）	3	16	19
こども未来局（3）	1	12	13
経済局（5）	0	8	8
都市局（5）	1	3	4
建設局（3）	0	3	3
消防局（3）	0	3	3
上下水道局（5）	0	3	3
教育委員会事務局教育局（3）	2	3	5
選挙管理委員会事務局（1）	0	0	0
監査委員事務局（1）	0	0	0
農業委員会事務局（1）	0	2	2
合 計	8	66	74

(過去3年度との比較)

	対象所属数	指摘事項等件数		
		指摘事項	指導事項	合計
令和4年度	31	16	59	75
令和5年度	61	15	77	92
令和6年度	61	27	99	126
令和7年度 (前年度対比)	59 (-2)	8 (-19)	66 (-33)	74 (-52)

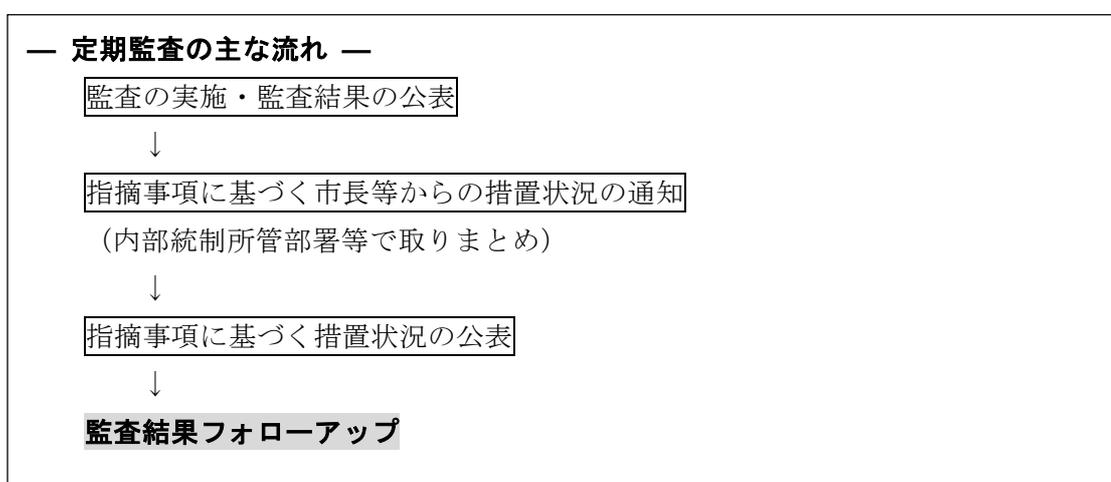
2 フォローアップ監査

(1) 監査結果フォローアップとは

地方自治法第199条第14項の規定により、市長等が監査結果に基づき改善を図ったときは、その措置状況を監査委員に通知することとなっている。

フォローアップ監査は、市長等から通知のあった措置状況について、内部統制の観点から再度検証を行い、改善が認められない事項については再度指摘をし、けん制機能を発揮することで監査の実効性を高めることを目的に実施するものである。

また、静岡市の内部統制所管部署と連携して、指摘事項の事後検証等を行うことにより、類似指摘の再発の防止を図ろうとするものである。



(2) フォローアップの対象となる指摘事項

令和7年度定期監査の対象となった所属（都市局都市計画部清水まちづくり推進課を除く。以下「対象所属」という。）に対する、前回の定期監査における13件の指摘事項を対象とする。

なお、都市局都市計画部清水まちづくり推進課は、令和6年度定期監査で指摘事項があった都市計画事務所と統合している。そのため、当該指摘事項に対する措置状況について報告された後の定期監査においてフォローアップ監査を実施することとした。

(3) フォローアップの結果

前回の定期監査の指摘事項13件を確認したところ、その全件において監査委員に通知された措置が対象所属で実施されていたことを確認した。

なお、今回の監査対象所属の所管する事務で、いまだに措置状況が通知されていない前回の定期監査の指摘事項はなかった。

II 提言

地方自治法第 199 条第 10 項の規定により、静岡市の組織及び運営の合理化に資するために、監査の結果に添えて提出する意見としてこの提言を行う。

1 事務事業の根拠となる法令等の確認及び決裁における実質的確認の徹底について

令和 5 年度定期監査結果等報告書において、起案文書の内容や根拠資料が十分に確認されないまま決裁に至っている実態について触れ、形式的な回議・決裁に陥ることのないよう提言を行ったところである。

また、令和 6 年度定期監査においては、措置済とされていたにもかかわらず同様の不備が複数繰り返され、その要因の一つとして、根拠の確認が形式的に行われていた状況があったことを確認している。

令和 7 年度においては、全庁における内部統制の重点取組項目として「事務事業の根拠となる法令等の確認」が掲げられており、事務事業の適正な執行を確保する観点から、これまで以上に、根拠の明確化と確認の徹底が求められているところであるが、今回の定期監査においても、文書の確認の観点から、引き続き次のような事例が確認された。

- (1) 事業決裁に、事業実施の根拠となる法令等の記載又は根拠法令の添付がなされていない。
- (2) 事業決裁に予定価格の根拠となる積算書は添付されているが、その内容を裏付ける参考見積などの根拠資料が添付されておらず、用いた単価等の正確性も含めて積算金額が正しいことを決裁上確認できない。
- (3) 契約保証金に係る項目や債務不履行時の契約解除に係る項目について、契約書の規定に不備があるにもかかわらず事業決裁の回議過程において看過されている。

なお、(3) の事例については、提言 2 において後述する。

これらの事例からは、決裁者が当該事務事業の法的根拠や金額算定の妥当性を具体的に確認したかどうかが決裁文書上判然とせず、結果として、回議の過程において形式的な確認しかなされていないのではないかとも見受けられる状況といえる。

今回の定期監査に当たり実施した説明会の中で事務局職員からも伝えたところであるが、行政事務は文書主義を原則としており、意思決定に至る過程等を合理的に跡付け、検証可能とするとともに、市民への説明責任を果たす必要があることから、日頃から根拠を丁寧に確認し、客観的に分かる状態にしておくことが求められる。

本来、事業決裁においては、事務事業の実施が法令等に基づくものであるか、また、予定価格や契約内容が適正な積算・検討に基づいているかを確認し、組織として適切に意思決定がなされたことに疑いの余地がないよう公文書を残すことが重要な責務であるが、令和 5 年度定期監査結果等報告書の提言で述べた「文書の確認がおざなりにされている」という問題が、依然として解消されておらず、また、内部統制における重点取

組項目が現場の事務執行に十分に反映されていない状況が見受けられた。

静岡市の内部統制を統括するコンプライアンス推進課によれば、重点取組項目である「事務事業の根拠となる法令等の確認」の具体的な実施方法については、実務を行う所管課に任せているとのことであったが、所管課によって取組に差が出ることは望ましくない状況であり、適切な意思決定がなされていることを客観的に担保できるよう、コンプライアンス推進課を始め業務統括課において具体的に根拠の確認をどのように行うのかを示すことが望まれる。

事務事業の根拠を確認することは、内部統制の基本であると同時に、静岡市職員一人ひとりの職務遂行の信頼性を支える重要な要素であることから、今後、実効性のある取組がなされることを望むものである。

2 契約書の規定の不備に係る再発防止について

令和3年度行政監査（テーマ監査）及び令和5年度定期監査結果等報告書において、契約書における規定の不備について、意見・提言を行った。

特に、令和2年4月1日施行の民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）を踏まえた「債務不履行の場合の契約解除の規定」が適切に反映されていない契約書や、契約保証金に関する記載が欠落している契約書が多数確認されたことから、契約事務に携わる全ての職員に対し、法令等の趣旨を十分に理解した上で、最新の契約書標準書式を使用し、契約書の内容を適切に確認するよう注意喚起を行ってきたところであるが、今回の定期監査においても、これらの不備が依然として解消されておらず、同様の不備が複数の所属において確認された。

これらの不備は、これまで指導事項として伝えてきたものであるが、過去の監査結果が全庁に十分に水平展開されておらず、再発防止に結び付いていないことを示している。

まず、債務不履行の場合の契約解除の規定については、旧来の規定を踏襲した契約書が使用され続けている事例が複数確認されており、民法改正により、債務の履行が不能となった場合等には、相手方の帰責性を問うことなく契約解除が可能となった趣旨が十分に理解されていないものと考えられる。これについては、自然災害等の不可抗力事由が生じた場合に、静岡市が速やかに契約を解除して代替措置を講ずることを困難にし、公共サービスの継続に支障を来すおそれがあるものである。

また、契約保証金に関する記載の不備についても、契約書に契約保証金に関する規定が全く記載されていない事例が複数確認されている。

契約保証金については、静岡市契約規則（平成15年静岡市規則第47号）第47条第3項の規定によれば、契約保証金の納付を免除された者は、契約を解除された場合においては、その免除された契約保証金額に相当する額を損害金として納付しなければならないとされており、その金額が損害金額に満たないときは、その不足額を併せて納付しなければならないとされていることから、契約解除のリスクに備えてあらかじめ契約書に契

約保証金額を定めておく必要があるものである。

契約書は、静岡市と相手方との権利義務関係を明確にし、将来の紛争や損害を未然に防止するための根幹となる文書であり、上記2つの不備はいずれもこのままの状態を容認してよいものではない。

これらの不備が、長期にわたり改善されていない現状を重く受け止めており、先の提言1においても述べたように、事業決裁に添付された契約書案の確認が前例を踏襲し、形式的にしかなされていないものと評価せざるを得ないものであり、改善が進まない要因の一つには、業務統括課により周知された内容の分かりづらさがあると考えられる。

先の民法改正の対応に当たっては、令和2年2月28日付け「民法の改正への対応及び契約書の標準書式の改定について」の政策法務課長通知が発出されているが、この通知には主要な改正点が記載されているのみであり、債務不履行の場合に相手方の帰責性を問うことなく契約解除が可能となったことについての記載はされていなかった。同通知では、その他の改正点についても確認の上、必ず改正後の標準書式を使用するよう記載があったが、債務不履行の場合の契約解除に係る改正の趣旨や、改正後の標準書式を使用することの重要性が実務を行う所管課に十分に伝わっていなかったものと考えられる。

また、契約保証金に関する記載についても、標準書式に契約保証金の項目はあるものの、免除する場合の記載方法については枠外に小さく注記されているものや、契約の種類によっては標準書式で契約保証金の項目の記載がないものも見られ、契約保証金の記載の必要性について実務を行う所管課が認識しづらい状況にあると考えられる。

全庁に共通する事務の総合調整を担う業務統括課においては、実務を行う所管課に向けてより分かりやすい周知を検討されることを期待する。

なお、今回の定期監査における予備監査の中で、上下水道局においては、公印審査を担当する上下水道総務課が、審査の中で契約保証金の記載についても確認をしており、自主的に不備の発生を防ぐ取組を行っていることを確認した。契約締結前に不備を正す最後の段階において、このような対応がなされていることは、評価すべきところである。

繰り返される不備の再発防止に当たっては、個々の所管課だけの意識に頼るのではなく、組織的に実効性のある取組がなされることを望むものである。

なお、ここに記載した不備に係る事案の件数は次のとおりである。これらの事案については、指導事項に相当するものであるが、今回の定期監査においては所管課に対して文書による通知は行わない。業務統括課による全庁的な周知及び取組により再発の防止を徹底されたい。

契約保証金に係る契約書の規定の不備	6件
債務不履行時の契約解除に係る契約書の規定の不備	16件

3 趣旨・目的を踏まえたマニュアルの分かりやすい整備・周知について

事務処理マニュアルは、法令等の規範に基づき遵守すべき事項のほか、事務の遂行に当たり求められる目的を達成するため、また、事務の質を一定の水準で均一化するために、よりよい事務処理方法を示すものとして整備されているものであり、必ずしも画一的又は形式的な手順の一致のみを目的とするものではない。

近年の業務の多様化や高度化を踏まえると、業務統括課においてマニュアルを作成又は改訂する際には、具体的な事務処理方法を示すことに加え、そのような事務処理を行う趣旨や目的についても併せて整理し、実務を行う職員にとって分かりやすく伝えていくことが求められる。

また、今後、マニュアル検索に生成AI等の新たな技術が導入されることにより、実務を行う所管課においては、必要な情報を迅速に確認できるようになる一方で、検索結果として表示された個別の情報を中心に参照することにより、マニュアルに定める事務処理の趣旨や目的が伝わりにくくなる可能性も考えられることから、その趣旨及び目的も含めて職員が理解しやすい形で示し、共有していくことは、これまで以上に意義を持つものと考えられる。

これまで実施してきた監査においては、事務処理がマニュアルに沿って行われているかという形式的な観点による確認を行ってきた側面もあり、そのような観点から不備と評価してきたものもあったが、今回の定期監査においては、マニュアルの定めと異なる取扱いが見られた事項について、形式的な一致・不一致のみに着目するのではなく、マニュアルと異なる取扱いをしていることが規範に違反しているといえるのかどうか、業務の執行に具体的な支障が生じるのかどうか、市民や事業者に影響があるのかどうか、といった観点から改めて評価を見直した。今後の監査の実施に当たっても、こうした考え方を踏まえつつ、より効果的な監査となるよう、事務の実質的な適正性に目を向けた確認や評価の在り方について、引き続き整理・検討していくこととしたい。

業務統括課においては、全ての職員にとって分かりやすく、趣旨や目的を理解した上で活用できるマニュアルを整備するとともに、その内容が十分に周知される環境づくりを引き続き取り組まれることを期待する。

4 法令又は条例に基づく事務の手續等の規則化について

今回の定期監査において、過去に市長決裁に基づき行政財産の目的外使用に係る使用料の減額を行い、申請者からは「行政財産使用料減額のお願ひ」と題する書類を受領するとどまり、使用許可の決定に係る決裁の起案文に使用料を減額する旨、その理由等が記載されておらず、さらに申請者に行政財産の目的外使用料の減額決定に係る通知書を交付していなかった事案があった。

行政財産の目的外使用に係る使用料の減額又は免除については、処務事務お助けマニュアルにおいて、申請者が行政財産の目的外使用料の減免を求める場合には、申請者か

ら行政財産の目的外使用料の減免に係る申請書を提出させ、申請者に減免決定に係る通知書を交付することとされている。このため、今回の事案について財産管理を所管する管財課に確認したところ、使用料の減額又は免除を行う場合は、減免申請書を受領し、減免決定通知書を交付することが適正な手続であることから、このような取扱いは適切ではないとの見解が示された。

使用料の減額に当たっては、静岡市行政財産の目的外使用に係る使用料に関する条例（平成15年静岡市条例第59号）第5条において、行政財産の使用について、公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときや市長が特に必要があると認めるときは、使用料を減額し、又は免除することができる旨が規定されているものの、当該条例に基づく手続について規則による定めはされておらず、内部的な事務マニュアルにその内容が記載されているのみの状態となっている。

「静岡市における条例等の整備等に関する指針及びその運用」によれば、法令又は条例に基づく事務の対象、内容、手続等について定めるもの及び法令又は条例において「市長が定める」としているものについては、積極的に規則化を検討するものとされている。行政財産の目的外使用に係る使用料の減額又は免除は行政処分であることにも鑑み、その手続については、マニュアルによる静岡市の内部向けの周知のみにとどめることなく、公正性・透明性の確保の観点からも、規則等により定め、適切に運用していくことが求められるところである。

法令又は条例に基づく事務の手続等が規則に定められておらず、マニュアル等の内部資料にのみ記載されている状況は、今回確認された事案に限られるものではなく、今年度実施した指定管理者監査においても、本来規則において規定されるべき都市公園内の占有や行為の許可及び施設の利用の許可に係る手続の一部が、独自の運用により実施されていた事例が見受けられたところである。

このため、これらの事務手続以外のものも含め、全庁的な視点から、法令又は条例に基づく事務の対象、内容、手続等について積極的に規則化を検討すべきものがないか、改めて確認し整理されるとともに、事務手続を定める趣旨や取扱いについての周知が適切に図られることにより、当該手続に係る適正な事務執行が確保されることを望むものである。

5 政策法務人材の育成及び全庁的支援体制の充実について

行政事務が多様化・複雑化する中で、各所管課において、事務事業の根拠となる法令等を自ら調べ、解釈し、運用するため政策法務には欠かせない素養が十分に備わった職員を育成し、各課、各局に配置することが重要である。

静岡市では、静岡市政策法務推進規程（平成27年静岡市訓令第14号）を定め、地方自治の本旨の実現を目指して政策の実現と公共的課題の解決をするに当たり、自治立法務、解釈運用法務、政策提言法務、予防法務及び争訟法務を相互に関連させ、法を能

動的に活用する「政策法務管理」の取組を実践している。また、「法令等を熟知し、遵守するとともに、法令等を政策実現の手段として活用し、まちづくりに積極的に取り組むことができる職員」の育成を目指し、「政策法務人材育成指針」を令和3年3月に策定し、これを令和6年3月に改定して、職位ごとに求められる政策法務能力の分野を定め、その能力向上を図るため、政策法務課と人事課が連携して研修を行うとともに、職員が自ら習得すべき法務能力についても、様々な機会を捉えて周知を行っているとのことであった。

さらに、全庁的な政策法務の推進体制を確立するため、課及び局に政策法務主任者を配置し、課政策法務主任者にあっては所管課と政策法務課をつなぐ役割を、局政策法務主任者にあっては局内の例規の取りまとめ等を行う役割を担うことができるよう、政策法務主任者に対する研修や法務相談、例規の整備等の機会を通じてOJTを行うなど、それぞれ所管部署の政策法務管理を担うことができる人材育成に努めているとのことであった。政策法務推進の観点から静岡市職員の現状について確認したところ、事務事業における法的根拠を確認しようとする職員の意識は、徐々に向上しているとのことであり、これまでの政策法務推進のための様々な取組が着実に進められている点は評価できる。

一方で、これまでの定期監査で確認された事例を踏まえると、所管課によって日常的な事務執行において、当該事務の根拠となる法令等を自ら調べ、解釈し、当該事務が合法的であることを説明するという政策法務の実践に必要な能力の定着の程度にバラつきがある状況にあるともいえる。

先進市においては、主要な局等の筆頭課に法規係を置くなど、局内の政策法務管理を実現している事例もあるとのことであり、静岡市においても、法を能動的に活用し、分野ごとに専門化・複雑化する行政課題を解決していくためには、各課、各局に配置することを見据えた政策法務人材の育成と政策法務課による全庁的支援の在り方について、改めて検討を進める必要があると考える。

今後、全ての職員が静岡市自治基本条例（平成17年静岡市条例第1号）第20条第2項に規定する「法令等を遵守することはもとより、法令等を活用してまちづくりに積極的に取り組む」という責務を全うできる状態を目指した政策法務人材の育成と、政策法務管理が的確になされるよう全庁的な体制づくりの取組を着実に進めることで、法令等を遵守した適正な行政運営の下、能動的な法令等の活用によるまちづくりを推進し、市民サービスが向上することを期待する。